

各務原市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(平成25年6月28日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入及び修理（以下「購入等」という。）に係る費用の一部に助成金を交付することにより、当該難聴児の聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する18歳未満の者（以下「対象児」という。）の保護者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者又は一側耳の聴力レベルが70デシベル以上の者で、身体障害者手帳の交付の対象とならないものであること。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が判断する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象とならないものとする。

(1) 対象児及び対象児の属する世帯員のうち、市町村民税所得割の最多課税対象者の課税額が46万円以上である場合

(2) 対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器購入費用の助成を受けている場合

(3) 現に使用する補聴器の購入に係る助成金（他の地方公共団体による同一の助成を含む。）の交付を受けてから5年未満（当該補聴器の修理に係る助成金の交付を受けた場合にあつては、当該交付を受けた日から3年未満）である場合。

(助成金の額等)

第3条 助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 補聴器を購入する場合 補聴器を購入するのに要した費用と、別表1台当たりの基準価格の欄に掲げる額の100分の106に相当する額（以下「基準価格」という。）のいずれか少ない方の額

(2) 補聴器を修理する場合 補聴器の修理に要した費用と補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に基づき算定した補聴器の修理に係る基準額のいずれか少ない方の額

2 助成対象の補聴器は、原則として対象児の装用効果の高い側の耳へ装用するために必要な機器とする。ただし、市長が対象児の教育、生活等において特に必要と認める場合は、両側の耳に装用するものそれぞれについて購入等に要する費用を助成することができる。

3 助成金の額は、算定基礎額の100分の90（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、対象児の属する世帯が市町村民税非課税世帯の場合は、算定基礎額とする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、修理の場合は、第1号の書類を省略できるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の知事の定める医師が、対象児の聴力検査を実施したうえで作成した補聴器購入に関する意見書（様式第2号）

(2) 各務原市補装具の代理受領に係る補装具業者の指定を受けている補聴器の製作又は販売を行う業者（以下「業者」という。）が作成した見積書

（助成金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、調査書（様式第3号）を作成し、助成の必要性等を検討のうえ交付の決定をするものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定した場合は、各務原市難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、助成金の交付を行わないことを決定した場合は、各務原市難聴児補聴器購入費等助成金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、各務原市難聴児補聴器購入費等支給券（様式第6号。以下「支給券」という。）を申請者に交付する。

（補聴器の購入等）

第6条 交付の決定を受けた申請者は、速やかに、決定通知書に記載された業者に支

給券を提出し、補聴器の購入等をするものとする。

(費用の負担)

第7条 補聴器の購入等をした申請者は、当該購入等に要する費用から当該購入等に係る助成金の額を控除して得た額を業者に直接支払わなければならない。

(費用の請求)

第8条 補聴器を納入した業者は、請求書に支給券を添付のうえ市長へ請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときはその請求額を支払うものとする。

(台帳の整備)

第9条 市長は、助成の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請をしたものが適用し、同日前に交付の申請をしたものは、なお従前の例による。

附 則 (平成30年5月15日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請をしたものについて適用し、同日前に交付の申請をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月10日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日以後に交付の申請をしたものについて適用する。

附 則（令和5年8月9日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以後に交付の申請をしたものについて適用する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの
高度難聴用ポケット型	50,600円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) イヤモールド（イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を減ずる。）
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用ポケット型	64,800円	
重度難聴用耳かけ型	76,300円	
耳あな型（レディメイド）	96,000円	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池を含む。）
骨導式ポケット型	70,100円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 平面レンズ（平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を減ずる。）

各務原市難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）

住 所

氏 名

対象者との続柄（ ）

電 話

下記のとおり補聴器購入費等助成金の交付申請をします。

交付決定に係る審査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

対象児	住所			
	ふりがな 氏名			
	生年月日	年 月 日	電話	
購入・修理を希望する補聴器の種類				
購入を希望する業者名	名称			
	所在地			
	電話			
聴覚障害に係る身体障害者手帳の申請の有・無	有・無			
最近5年間の補聴器の購入状況	右（有・無）	年 月 日	購入	
	左（有・無）	年 月 日	購入	
	<input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費等助成事業による交付			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
備考				

※購入の場合は、補聴器購入に関する意見書を添付してください。

補聴器購入に関する意見書

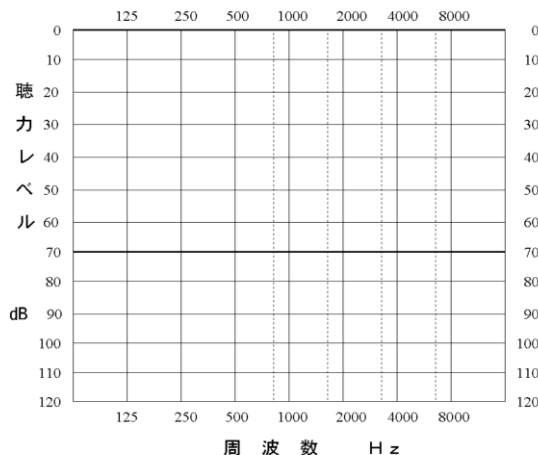
（軽度・中等度難聴児用）

氏名		年 月 日生（ 歳）
住所		
疾病名		

1 難聴の状況及び所見

①難聴の種類（該当欄に○を付けてください。）

	右	左
伝音性難聴		
感音性難聴		
混合性難聴		



②鼓膜所見・その他

③聴力検査の結果

聴力（平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

話言葉による了解度

		右	左
大声	耳介に接して	了	非
話声	耳介に接して	了	非
話声	40cm 離れて	了	非

最良語音明瞭度（ %）

2 必要と認める補聴器

（該当欄に○を付け、使用効果等を記入してください。）

種類		右	左	使用効果見込み・適応理由
補聴器	高度難聴用 ポケット型			
	高度難聴用 耳掛け型			
	重度難聴用 ポケット型			
	重度難聴用 耳掛け型			
イヤモールド				

（注）①両耳装用を必要とする場合

②耳あな型・骨導式の補聴器を適応する場合

上記①②の場合には、その理由を明記し、比較検査結果を添付してください。

その他の場合は使用効果見込みについて意見を付してください。

上記のとおり、意見を付します。

年 月 日

医療機関名
所在地
診療担当科
指定医師名

様式第3号（第5条関係）

調査書

申請受理年月日	年 月 日	申請受理番号	第 号			
申請者住所						
申請者氏名		電話番号				
対象児童氏名		生年月日				
世帯員状況	氏名	児童の続柄	年齢	市町村民税額 (年度)	備考	
				所得割		均等割
世帯区分	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税課税世帯					
補聴器の使用状況	使用状況	補聴器：（有・無）使用部位：右耳・左耳・両耳 使用開始年月（ 年 月） 種類：ポケット型・耳掛け型・耳あな型・骨伝導式 頻度：いつでも・必要に応じて（1日あたり6～7時間以上・4～5時間・2～3時間）				
	助成等の状況	助成等の有無（有・無） 補聴器の種類：（ ） 装用：片耳・両耳 回数： 回 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費助成事業による助成 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	今回の希望	ポケット型・耳掛け型・耳あな型・骨伝導式（ ）				
補聴器の種類	基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
合計						
上記のとおり確認しました。		調査書 職	氏名			
備考	年 月 日					

各務原市難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書

年 月 日

様

各務原市長

印

さきに申請のありました補聴器購入費等助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

住所							
ふりがな 対象児氏名				ふりがな 保護者氏名			
生年月日	年	月	日	性別		電話	
支給番号	第	号		交付決定日		年	月 日
決定内容	補聴器の種類： 処方：						
決定業者	名称						
	所在地						
	電話						
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円		円	
備考							

様式第5号（第5条関係）

各務原市難聴児補聴器購入費等助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

各務原市長 印

年 月 日付けで申請のありました交付申請については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

様式第 6 号 (第 5 条関係)

各務原市難聴児補聴器購入費等支給券

支給番号			交付決定日	年	月	日
氏名			生年月日	年	月	日
住所						
保護者氏名			続柄			
補聴器の種類						
処方						
決定業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額		
円		円	円	円		
上記のとおり決定する。						
年 月 日						
各務原市長 印						
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名		本人との続柄	